



2005年7月15日
第358号

1部10円(組合員は組合費に含む)
郵便振替00960-7-117274

Tel(06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail:info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合

EducationWorkersandAmalgamatedUnionOsaka(EWA)

発行人 山下 恒生

連絡先 大阪府中央区北浜東1-17日本ワ-ド-ビル8F

大阪市・新採教員免職 (正式採用拒否)事件

免職撤回を求めて、大阪地裁に提訴!

免職撤回まで、 裁判闘争の支援を!

7月14日、大阪市の新任教員が免職撤回を求めて大阪地裁に提訴しました。これにより今後本格的な裁判闘争に入ります。大阪支部では本部と協力しながら、この免職裁判が勝利するまで、全力で支援します。

大阪市教委が手交した「不採用事由説明書」を読むと、「これで免職はないだろう。」と思われるものばかりです。違法行為のような明確な事由はいっさいありません。現場で日常的にある些細なことを



提訴に関心を示すマスコミ(大阪地裁前)

針小棒大化し、あたかも教員としての基礎的能力や責任感、資質が欠如しているかのように書いています。(学校日誌の記載を新任教員が間違ったからと言って、それが処分事由になりますか。朝会指

導を体調が悪いため、時休をとって休んだからと言って、職員や児童に多大な迷惑をかけたことになりませんか。出勤簿の押印を忘れることなど誰にでもあるでしょう。これらが処分事由なのですから信じ

在間秀和主任弁護士の談
教員としての能力・適格性は客観的に測るものであり、校長の意のままに動かなかったことで「不適格」と免職するのは問題だ。

られません。) 今回の処分は、市教委が校長の恣意的な評価を利用し、大量に採用した新任教員に対する見せしめの処分を行ったと私たちは捉えています。市教委が支部に提出した処分までの経過を見ても、そのことは明白です。私たちは一人の新任教員の未来を奪う、市教委と校長の横暴を断固許すことはできません。裁判闘争が勝利するまで全力で闘う決意です。多くの方々が今後この裁判を支援していただけることを願っています。

沢村幸雄(大阪支部)

6/30 第2回部活問題府交渉 「部活は、教育課程外」を明記させる



6月30日の第2回交渉では、「公務と同様の取扱い」の文言削除の組合要求に対し府教委は上記文言は残したまま、「部活動は、(指導要領不記載、自主性・自発性、職務の非強制性などの)上記1の位置づけ及び一定の条件のもとで、『公務』と同様に、旅費の公費からの支給、公務災害の適用、週休日等の振替を可能にする」という文言を補足した案を出してきました。この点をつめた結果、現場

で部活動指導が強制されるなどの混乱が起きないように、という組合要求を受け入れて、その趣旨を盛り込んだ最終案を翌日出すことになりました。最終案では「教育課程に明記された公務ではないため」という文言が挿入され、「公務」という言葉は残りつつも、結果として、文中の「公務」はあくまで旅費条例2条3項に言う意味に限定され、むしろ部活動の教育課程外の性格を明記させた結果となりました。今回、部活動の時間外勤務とそれに対する手当支給の問題は積み残しとなりましたが、今後、交渉の成果をもとに校長交渉、市教委交渉にとりくんでいくこととなります。

竹林 隆(書記長)

EWAセミナー05

* 第1テーマ

「女性差別・均等待遇」

講師: 矢谷康子さん

(住友化学賃金差別裁判原告)

大企業(労組)における女性労働の実態



* 第2テーマ

「評価育成システム」に異議あり

日時: 7月31日(日)・8月1日(月)

場所香楠荘(0721-740321)

費用: 8000円

当面の日程

大阪全労協定期大会

7月23日(土)13時
PLP会館4階

JR事故から考える労働と安全 労働現場からの発信

8月11日(木)18時半
講師 鎌田慧さん
いきいきエイジングセンター
主催: 大阪労働者弁護団

全国学校労働者交流集会

8月22日(月)・23日(火)
ふたき旅館(東京・文京区本郷)
第4分科会「学校現場の有期雇用労働者」など

7/8 特嘱賃下げ無効裁判 大阪高裁 第1回控訴審

公務員に与えられる権利も、交渉権もなく… 不安です

7月8日(金)に大阪高裁で特別嘱託員(非常勤若年特別嘱託員、非常勤特別嘱託員の両者を併せる)の賃金引き下げ無効の控訴審・口頭陳述が行われました。

大阪府の特別嘱託員の賃金引き下げに対しては、03年7月に大阪地裁に「賃下げ無効」の提訴し、05年3月に不当判決が出ました。しかし、今回これを不服とし大阪高裁に上告し、この日は第1回目の控訴審でした。

原告団(=写真)を代表して松永裕子さん(門真守口支部)が口頭で意見陳述を行いました。

守口市では、月額222,000円の賃金と63歳まで本人希望で継続雇用が可能という条件がライフプランという形で

示された。当時は20年近く新規採用がなく、数合わせの人事の影響もあり、職場は厳しい状態でした。周囲は止めたが、1年間休職して2000年の4月から若年特嘱託になった。しかし、わずか3年で給与は減額、さらに翌年(2004年)にも減額(現在218,000円)された。「応募要綱」にも無い、賃金という基本的なことを一方的に決められた。また、公務員に与えられる権利も交渉権もない。さらに、仕事の内容も若特の有効活用



ということでどんどん変えられている。会議への参加権も研修権もない状態で、当初の応募条件と大きく変わってきている。非常に不安である。公の機関は書いたことに対して責任を持って欲しいと述べました。

**抵抗なくして権利なし、
権利なくして労働なし。**

この事件は単純に「労働条件に関する不利益変更」にとどまらず、公務員の「給料条例主義」や「労働法と行政法の狭間におかれた特別職」の

問題です。教育合同の特嘱組合員を中心とし、03年~05年と続いた「賃下げ阻止」「若特制度廃止阻止」の府交渉も高裁へと交渉の場を進めざるえなくなりました。公務員のリストラ、公務の民営化が進行し、今後多くの類似問題が発生するでしょう。慎重審議せざる得な社会状況です。特嘱組合員の先駆的な闘いは続きます。

重藤英一(書記次長)

6・17門真市教委事件 中労委 再審申立結審する!

私たちは、1999年12月の教育合同門真守口支部結成時より、「他の団体には組合事務所を貸与し、教育合同には貸与しないのは、組合間差別・不当労働行為である。早急に組合事務所貸与すること」という要求を続けてきました。しかし、門真市教委は不誠実な対応しか見せませんでした。そのため、地方労働委員会、さらに中央労働委員会(中労委)に提訴しました。

中労委は「せめて会議のできるような取り計らいはできないものか」という案を提示しましたが、門真市教委は相変わらず「適当な場所がない」という理由で拒絶しました。さらに、私たちが候補地として具体的に示した場所も、施



設管理者に問い合わせた結果「空き」の状態ではないとの返事を得ているという虚偽の答弁を行いました。そのため、6月17日の再審査で実態とは違うという最終陳述書を提出し結審しました。結論は年内に出る予定です。

闘う組合の存在こそが、健全な労働環境・教育環境の必要条件で、貴方の参加が十分条件だと私たちは考えています。共に闘いましょう。

門真守口支部

私の発言、「今日・未来」 (32-2)

教師への転職

私は教師になる前、大阪市の職員として働いていました。高校卒業後すぐに夜間の大学に進学し、1回生のとき大阪市職員採用試験を受験、翌年2回生のときに就職し、公務員と学生の二束のわらじ生活を4年間送ることとなりました。この進路を選んだにはいくつかの理由があります。

私が高校3年生で進路を迫られていたころ、教師は超難関で、なれる可能性は限りなくゼロに近いものでした。なので、何か仕事をしながら受験資格の残り年齢がなくなるまで、受け続けようと思っていました。

現役での教員採用試験は一次試験突破、二次敗退でした。大学卒業と同時に仕事では転職を経験、二度目の受験は転職でのバタバタで見送り、翌年の受験で合格を手に入れた

した。あまりにも早い夢の実現で自分自身でも戸惑ってました。当時の職場は仕事にもやりがいがあり、もっともっと大阪市職員としてやりたかった仕事もありました。転職は後ろ髪惹かれる思いでした。しかし、教師になりたいという初志は全く揺らぐず、進路を変更しました。私の意志を尊重し、快く送り出してくれた前職の方々を思い出すと複雑な気持ちでいっぱいになります。

教師を志したときからのことを振り返ると、たくさんの人たちに支えられて今の自分があると感じます。この裁判も本当にたくさんの方々にいろんな面で支えていただき、それを実感するたびに大きな喜びと感謝を感じずにはられません。

E・I(大阪支部)



夏と言えば怪談しかし、舞台が大阪市立××学校の怪談はひどい オリンピック誘致のツケを職員に押

しつける大阪市だか、このやり方はひどい 民主主義も校門の前で立ち竦んでいる 大阪市は猛反省をしていただきたい。